



和建総第98号
平成30年12月19日
(2018年)

各 位

和歌山市長 尾花正啓



和歌山市発注工事等における暴力団員等による不当介入に対する措置について

かねてより、和歌山市が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「発注工事」という。）においては、暴力団員に限らず、何人からでも不当介入（不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害をいう。以下同じ。）を受けた場合には、その旨を直ちに本市へ報告するとともに、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力（以下「通報等」という。）を行うよう要請しているところです。

つきましては、暴力団員等による不当介入の排除をより一層徹底するため、改めて次のことを徹底されるようお願い申し上げます。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

- 1 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市へ報告、所轄の警察に通報等を行うこと。
- 2 1により所轄の警察に通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載し書面により本市に報告すること。
- 3 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、本市と協議を行うこと。
- 4 1及び2の措置を怠ったときは、指名停止を行うことがある。

* 「和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱」

（指名停止）

第3条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、和歌山市建設工事等暴力団排除対策委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て同表に定める期間、当該有資格業者に対し指名停止を行うものとする。ただし、緊急を要する事案又は内容の軽易な事案については、第8条第1項に掲げる者に書類を回議して、委員会の会議に代えることができる。

別表第2（第3条関係）

措置事由	期間
本市が発注する建設工事等に関し、暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず市に報告せず、又は所轄の警察に通報等をしなかったとき。	当該認定をした日から3か月

○所轄の警察に通報等が遅れた場合であっても、不当介入に関する捜査や調査に協力的で、かつ、今後の暴力団員等による不当介入の防止につながると認められる場合は、指名停止を行わない。